

「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月22・23日）

本委員会は、令和6年1月22・23日の金融政策決定会合において、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を引き続き促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙1.のとおりに一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙2.のとおりに一部改正すること。
3. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙3.のとおりに一部改正すること。
4. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙4.のとおりに一部変更すること。
5. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙5.のとおりに一部変更すること。

「貸出支援基金運営基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~1-0~~1 1年6月30日をもって
廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」 中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

令和~~6~~7年6月30日までの別に定める日とする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~10~~11年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 3.

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」 中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、令和~~10~~11年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、令和~~十~~十一年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 24 年 12 月 20 日から実施し、令和 ~~10~~11 年 6 月 30 日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。